

6 5歳を迎えられた皆さまへ介護保険料のお知らせ

介護保険料は、保険料の額は下記一覧のとおり本人及び世帯員の前年の所得状況に応じて決定します。

《保険料の決め方》

介護保険制度では、地域の実情等に応じた介護サービスが提供されるよう、3年ごとに市区町村が「介護保険事業計画」を策定し、その計画にもとづき介護保険料を決めています。

令和4年度の介護保険料

所得段階	所得段階の説明	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、 世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、 世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.3	22,400
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.5	37,200
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額×0.7	52,100
第4段階	本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下(世帯には課税者あり)	基準額×0.9	66,900
第5段階	本人が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超(世帯には課税者あり)	基準額	74,400
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	89,200
第7段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3	96,700
第8段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5	111,600
第9段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が320万円以上	基準額×1.7	126,400

*第1段階・第2段階・第3段階は、公費により保険料が軽減されています。

《保険料の納付方法》普通徴収：保険料を納付書〈又は口座振替〉で納付

保険料を7月・9月・11月・12月・1月・3月に納付書〈又は口座振替〉で納めます。

・封筒に納付書が入っている方は、指定納期限までに金融機関やコンビニ又は南越前町役場にて納付してください。

・口座振替の方は、口座振替日(納期限日)までに口座の残高確認をよろしくお願ひします。

保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。介護が必要になったときに誰もが安心してサービスが利用できるよう、保険料の納付にご協力をお願いいたします。